

特定接種に関する医療機関の登録 Q&A

問 1. 新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者（医師、看護師、薬剤師、窓口事務職員等）とは、具体的にはどのような業務に従事する者ですか。

（答）新型インフルエンザ等の診察、検査、治療、入院などに従事する医療従事者や、窓口業務などで新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）をいいます。

問 2. 病院の管理部門で勤務する事務職員は、新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者として登録の対象となりますか。

（答）事務職員については、新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）が登録の対象となります。新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与しない管理部門の事務職員は、登録の対象ではありません。

問 3. 病院給食を担当する職員も新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者として登録の対象となりますか。

（答）新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある職員など。）であれば、登録の対象となります。

問 4. 眼科や皮膚科等、普段インフルエンザの診断、治療等の医療に従事しない診療科に属する職員は、登録の対象となりますか。

（答）普段はインフルエンザの診断、治療等の医療の提供に従事しない診療科の職員でも、新型インフルエンザ等発生時に、新型インフルエンザ等の診断、治療等の医療の提供に従事する者は対象となります。

問 5. 新型インフルエンザ等の患者が緑内障発作等の緊急疾患を合併した際に提供する医療は、新型インフルエンザ等医療に該当しますか。

（答）新型インフルエンザ等医療とは、新型インフルエンザ等の診断、治療等を行うものであり、新型インフルエンザ等の患者が合併した疾患に対する医療は、新型インフルエンザ等医療には該当しません。ただし、普段はインフルエンザの診断、治療等の医療の提供に従事しない診療科の職員でも、新型インフルエンザ等発生時に、新型イン

フルエンザ等の診断、治療等の医療の提供に従事する者は登録対象となります。

問6. 助産所は登録対象となりますか。

(答) 重大緊急医療提供を行う事業として分娩を扱う助産所は登録対象となります。なお、当該助産所において、対象業務に従事する有資格者が登録対象となります。

問7. 週3日勤務などパートタイムの職員は、登録対象者となりますか。

(答) 新型インフルエンザ等医療又は重大緊急医療の対象業務に従事する者であれば、登録対象となります。ただし、「特定接種登録申請書の記載に関する手引き」に基づき、常勤換算する必要があります。

問8. 具体的に、パートタイムの職員は、どのように常勤換算すれば良いですか。

(答) パートタイム職員Aさんの登録対象業務に従事する1週間当たりの延べ勤務時間を勤務する病院における常勤者の1週間当たり勤務時間(所定勤務時間)で除した数字に1人を掛けた人数が常勤換算した従業者数となります。ただし、事業所単位で登録対象業務ごとに小数点以下を切り上げます。

例えば、所定勤務時間が週40時間の病院において、週3日、午前中(8時から12時までの4時間と仮定)だけ勤務するAさんについて常勤換算した従業者数は、 $4\text{時間}/\text{日} \times 3\text{日} \div 40\text{時間} \times 1\text{人} = 0.3\text{人}$ となります。

問9. 外部事業者も登録対象となりますか。

(答) 登録事業者に常駐して登録対象業務を不可分一体となって行う者であって、その事業継続に必要不可欠であれば、登録対象となります。

問10. 複数の事業所(医療機関)で勤務している職員は、どのように登録すれば良いですか。複数の事業所(医療機関)において常勤換算し、それぞれ登録すれば良いですか。

(答) 特定接種の登録申請にあたっては、個人名を記載するのではなく、医療機関ごとに登録対象業務に従事する従業者数を記載していただくこととしています。

複数の医療機関で勤務している職員であって、それぞれの医療機関で当該職員が登録対象業務に従事する者として計上される場合は、それぞれの医療機関で当該職員の登録対象業務に係る部分を常勤換算して登録してください。

例えば、A病院において週2日、B病院において週3日登録対象業務に従事する職員は、A病院において常勤換算した $2\text{日} \div 5\text{日} \times 1\text{人} = 0.4\text{人}$ として登録し、B病院においても常勤換算した $3\text{日} \div 5\text{日} \times 1\text{人} = 0.6\text{人}$ としてそれぞれ登録してくだ

さい。

問 11. 歯科診療所において新型インフルエンザ等の診断、治療等の医療の提供を行うものとして登録対象となる具体的な業務内容を教えてください。歯科診療所で勤務する歯科医師も登録対象者となりますか。

(答) 新型インフルエンザ等の患者が多数発生し、人工呼吸器を装着する患者が増加した場合等に、誤嚥性肺炎予防の観点から、平時以上に専門的な口腔ケア（集中治療室等における人工呼吸器を装着している患者に対する処置）を実施していくことが求められるため、新型インフルエンザ等に対応する歯科医療として、歯科医師がこれを実施します。該当病院に歯科医師が勤務していない場合は、病院と連携している歯科診療所の歯科医師が登録の対象者となります。

新型インフルエンザ等に罹患している患者に、上記の新型インフルエンザ等医療以外の医療（例えば、う歯の治療等）のみを提供する者については、登録対象とはなりません。

問 12. 歯科診療所の歯科医師に随行して病院で専門的な口腔ケア等の新型インフルエンザ医療を提供する歯科衛生士等も登録対象者となりますか。

(答) 新型インフルエンザ等医療として実施される専門的な口腔ケア等に対して、歯科医師が歯科衛生士等の補助が必要な場合は、歯科診療所の歯科衛生士等も登録対象者となります。

問 13. 新型インフルエンザ等の医療の提供を行う歯科診療所の歯科医師等の登録はどのように行うのですか。

(答) 郡市区歯科医師会で取りまとめ、都道府県に登録をしていただくことを考えています。おおむね各郡市区歯科医師会あたり 1 歯科診療所を推薦していただきたいと思います。

問 14. 薬局における新型インフルエンザ等医療の具体的な内容を教えてください。

(答) 処方箋に基づく新型インフルエンザ等患者に対する医薬品の調剤業務等をいいます。

問 15. いわゆる「ドラッグストア」や「薬店」の従業者は、今回の登録の対象となりますか。

(答) 今回の登録の対象は、新型インフルエンザ等の発生時に調剤業務を行う薬局としており、調剤業務を行っていないドラッグストアや薬店はその対象にはなりません。

問 16. 薬局において新型インフルエンザ等患者に鎮咳薬等の一般用医薬品を販売する者も新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者として対象になりますか。

(答) 今回の登録の対象は、新型インフルエンザ等の発生時に調剤業務を行う薬局としています。ドラッグストアや薬店などで販売されている一般用医薬品の提供は、新型インフルエンザ等に対する医療の提供（調剤業務等）に当たらないため、一般用医薬品や日用品などの提供のみを担当し、処方箋に基づく新型インフルエンザ等に対する医薬品の調剤業務等を担当しない職員は、今回の登録の対象となりません。

問 17. 薬局の事務職員も登録対象となりますか。

(答) 新型インフルエンザ等医療を行う病院や診療所において、新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要な不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）については、登録の対象とされています。

薬局についても、処方箋に基づく新型インフルエンザ等に対する医薬品の調剤業務等に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要な不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）は登録対象となります。

問 18. 訪問看護ステーションにおける新型インフルエンザ等医療の具体的な内容を教えてください。

(答) 新型インフルエンザ等にり患した、またはり患していると疑う者に対して、居宅等において、看護師等が医師の指示の下に必要な診療の補助又は療養上の世話を行う者をいいます。

問 19. 訪問看護ステーションに従事する看護補助者、事務職員も登録対象となりますか。

(答) 新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要な不可欠であれば登録の対象となります。例えば、体重が重い利用者を1人が支持しながら、必要な処置を行う場合等、1人で訪問看護を行うことが困難な場合が想定されます。

問 20. 指定訪問看護ステーションではない定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスの訪問看護従事者も登録対象となりますか。

(答) 定期巡回・随時対応訪問介護看護や複合型サービスの従事者についても、訪問看護として新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者及び新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要な不可欠である者（多

数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。)は、今回の登録の対象となります。

なお、上記以外の従事者は指定地域密着型サービス事業として、国民生活・国民経済安定分野のうち、介護・福祉型（類型B-1）に分類されます。

問 21. 訪問看護ステーション、薬局、歯科診療所にワクチンが届くのでしょうか。

（答）事前に登録された接種実施医療機関にワクチンは届けられます。実際の特定接種の対象、接種総数、接種順位については、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断され、基本的対処方針によって決定されます。届けられるワクチンの数量は、この決定に応じたものとなります。そのため、予め厚生労働大臣に登録された接種対象者の数だけ届くとは限りません。